

I

---

# 計画改定の 基本的な考え方

---

# 1. 計画改定の趣旨と経緯

## (1) 計画改定の趣旨

墨田区においては、平成13年3月に、平成13年度から平成22年度までを計画期間とする「墨田区地域福祉計画」を策定し、福祉保健施策の総合的な推進を図ってきました。

この間、本格的な少子高齢社会の到来や核家族化、都市化の進展に伴う地域のつながりの希薄化、価値観やライフスタイルの多様化等がみられる中で、地域の生活課題はますます多様化・複雑化しています。それらの課題を解決し、区民の誰もが、住み慣れた地域でその人らしい人生を送ることができるようにしていくためには、地域全体で理解・協力して、地域や福祉サービスのあり方を考え、身近な課題の解決のために取り組んでいくこと、また、そのためのしくみづくりを進めていくことが、強く求められています。

墨田区の区政運営を進めるにあたっての基本指針となる、新たな「墨田区基本構想」（平成17年11月）においても、2025年の墨田区の将来の姿と区民と区が一緒になって「すみだ」をつくる協治（ガバナンス）のみちすじが示されています。区民の参画と協働が、これからのはじめづくりを進めていく上での基本的な視点であるといえます。

本計画は、計画の中間年にあたり、このような現状と課題、社会情勢の変化等を踏まえて内容の見直しを行い、本計画の将来目標である「福祉コミュニティの創造」の実現にむけた、新たな取り組みやしくみづくりの方向性を示します。

## (2)この5年間の社会情勢の変化

平成 13 年の本計画策定以降も、地域の福祉をめぐる社会情勢は大きく変化しています。これに呼応して社会福祉制度も大きな転換期を迎えているところであります、これら的情勢に的確に対応した施策の展開が求められます。

### ①健康づくりを取り巻く動向

健康づくりをめぐっては、平成 12 年に策定された「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を中心とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するための健康増進法が、平成 15 年 5 月から施行されています。

平成 17 年からは、国民一人ひとりが生涯にわたり元気で活動的に生活できる社会の実現にむけて、「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」の 2 つのアプローチにより、10 年間で「健康寿命（健康で自立して暮らすことができる期間）」を伸ばすことを基本目標に据えた「健康フロンティア戦略」が推進されています。

### ②子どもと家庭を取り巻く動向

平成 14 年 1 月に公表された「日本の将来推計人口」により、今後も少子化が一層進展していく見通しが示されており、子どもと家庭をめぐっては、少子化の流れを変えるための対策を推進することが、喫緊の課題となっています。

このような状況に対し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援（「次世代育成支援」）するという考え方から、平成 15 年には、地方自治体や大企業に行動計画の策定を義務付ける次世代育成支援対策推進法の制定、地域における子育て支援事業の法定化が行われました。平成 16 年には、児童手当の支給年齢の拡大、育児休業制度の見直し、児童虐待防止対策の強化のための法整備が図られるなど、子どもを生み育てることに喜びを感じることができる社会への転換にむけた取り組みが進められています。

### ③障害のある人を取り巻く動向

平成 12 年の社会福祉基礎構造改革の一環として、障害者福祉サービスの利用は、平成 15 年 4 月から、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、契約により利用する「支援費制度」に移行しています。

さらに、これまで障害種別に分かれていた福祉サービスの一元化、既存のサービス体系の再編、国の費用負担の義務化と自己負担の導入、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）の策定等を柱とする障害者自立支援法が、平成 17 年 10 月に成立し、平成 18 年 4 月から施行されます。

一方、これまで制度の谷間となっていた、高機能自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害への対応として、法的な位置づけの確立、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進等を柱とする発達障害者支援法が、平成 17 年 4 月から施行されています。

### ④高齢者を取り巻く動向

平成 12 年の介護保険制度の実施から 6 年を経た現在、高齢者保健福祉施策の方向性は大きな転換期を迎えています。

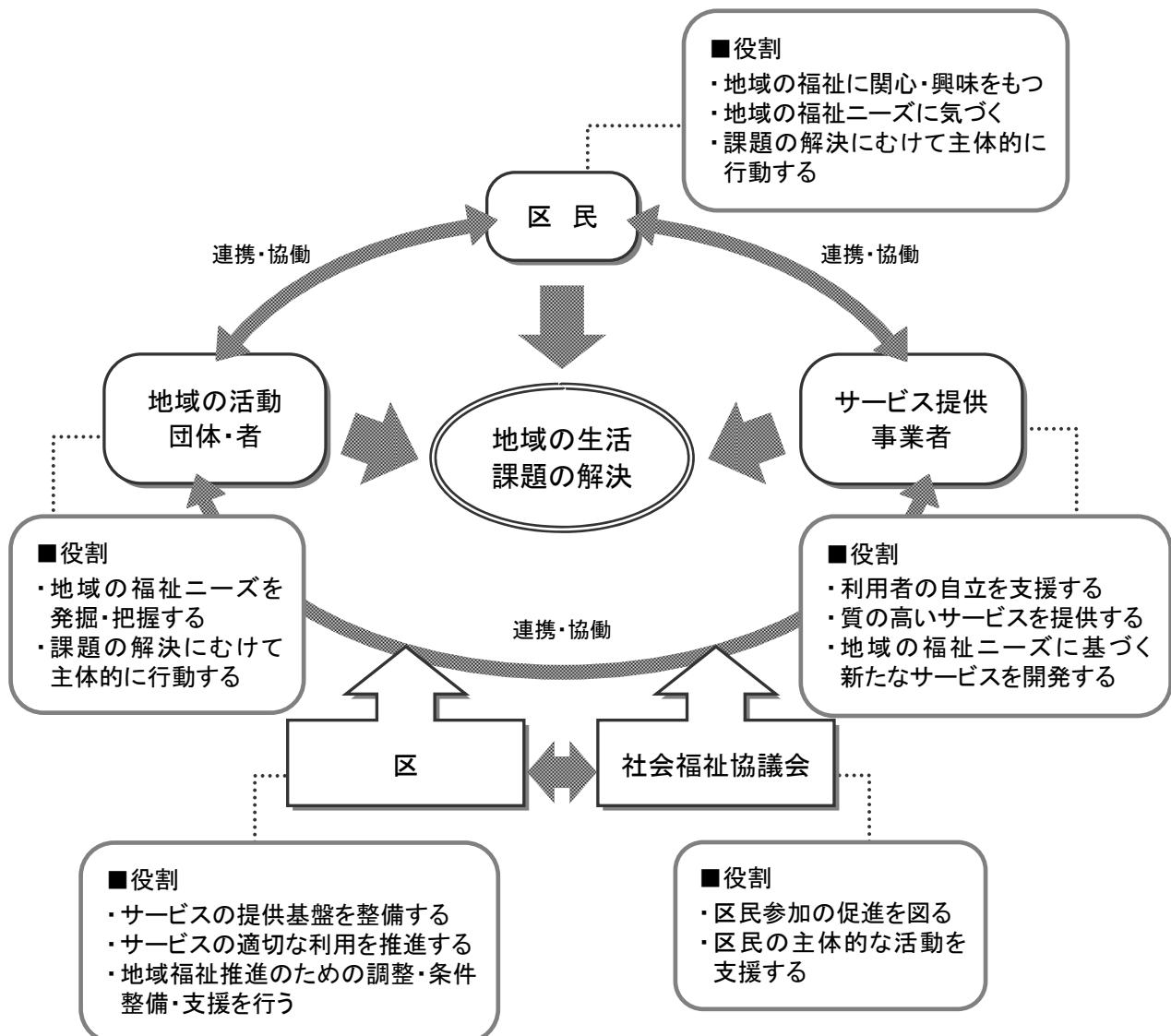
介護保険制度に関しては、介護予防重視型システムへの転換、施設利用者の居住費・食費を保険給付の対象外にする等の施設給付の見直し、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設等新たなサービス体系の確立などを柱とする改正介護保険法が、平成 18 年 4 月から（施設給付の見直しについては平成 17 年 10 月から）施行となります。

一方、昭和 57 年度以降、4 次にわたる計画に基づき推進されてきた老人保健事業についても、平成 17 年度以降のあり方について、平成 16 年 10 月に「生活習慣病予防と介護予防の新たな展開に向けて」とする中間報告がまとめられました。この中では、これまでの「健康な 65 歳」から「活動的な 85 歳」をめざすことを新たな目標とし、高齢者に対する事業（サービス）は、生活習慣病予防から介護予防に重点を移行することを求めています。

## 2. 地域福祉推進の考え方

子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできる地域社会の創造が求められています。「地域福祉」とは、そのために、地域に存在する生活課題を地域全体で解決していくための取り組み・しくみづくりです。

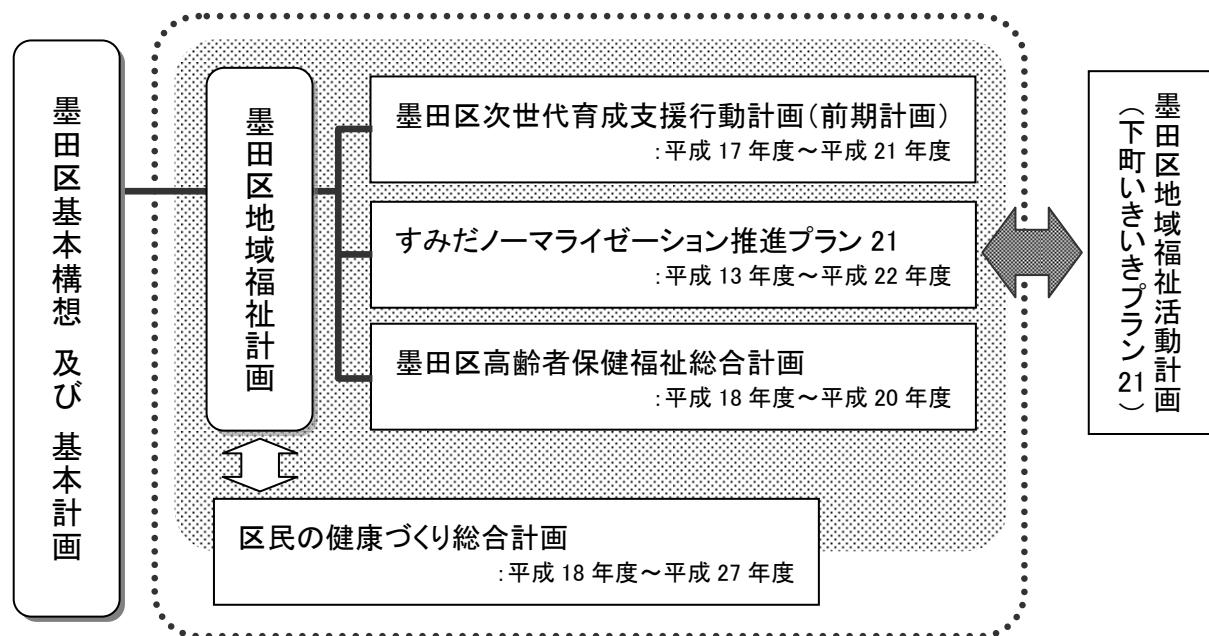
地域の生活課題は多様化・複雑化していることから、区民、関係機関、区、社会福祉協議会が、それぞれ次のような役割があることを認識しつつ、連携・協働して地域や福祉サービスのあり方を考え、身近な課題の解決にむけて取り組んでいくことが重要です。



### 3. 計画の性格と位置づけ

本計画は、めざすべき区の将来像を掲げる墨田区基本構想及び基本構想に基づく墨田区基本計画との整合性を保つつつ、地域福祉に関する施策を具体的に推進するための指針となるものです。

本計画は、墨田区における福祉保健分野の基本計画であり、分野別に策定されている個別計画を総合化し、これらに共通する理念をつなぐ役割を果たします。



さらに、本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

平成 15 年 4 月 1 日に施行された社会福祉法第 107 条では、区市町村に、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる内容を一体的に定める地域福祉計画を策定することを規定しています。

**①福祉サービスの適切な利用の促進に関すること**

- 情報提供、相談対応体制
- 苦情解決システム、第三者評価への支援
- 福祉サービスの利用支援、権利擁護
- 地域包括ケアシステムの構築 等

**②社会福祉事業の健全な発達に関すること**

- 多様なサービス提供主体の参入促進と連携・協働体制
- 必要なサービス基盤の整備
- 地域福祉を推進する人材の育成 等

**③地域福祉活動への住民参加の促進に関すること**

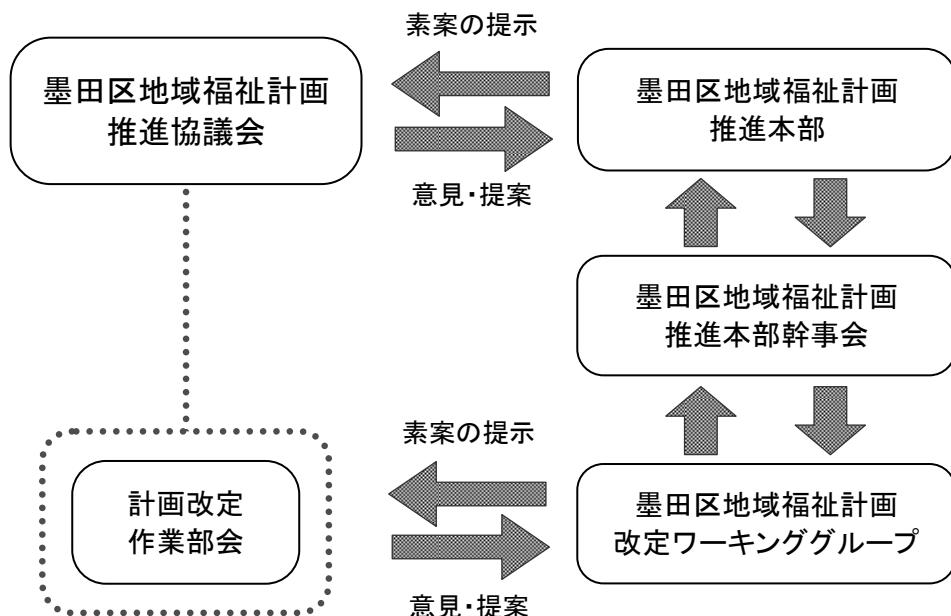
- ボランティア・N P O活動への支援
- 地域活動等への住民参加の促進と活動への支援 等

## 4. 計画の改定体制

本計画は、地域福祉を推進している地域活動団体の代表や区民等から構成される「墨田区地域福祉計画推進協議会」及びその下部組織として設置した「墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会」における協議・検討を通じて、改定を行いました。

府内においては、「墨田区地域福祉計画推進本部」「墨田区地域福祉計画推進本部幹事会」「墨田区地域福祉計画改定ワーキンググループ」を設置し、関連部署間の連絡調整等を密にし、全庁をあげた取り組みを進めました。

また、地域福祉推進に関する団体や個人の方に対する、墨田区の地域福祉推進における課題などについてのアンケート調査の実施（結果の概要は「V. 計画改定にむけたアンケートのまとめ」（55 ページ以降）を参照）、「墨田区地域福祉計画 中間のまとめ」の公表、パブリック・コメント※などを通じて、区民の意見を聴取し、計画への反映を図りました。



※パブリック・コメントとは、区の基本的な施策等を策定する過程において、事前にその案を広く公表し、区民等が意見を述べることができる機会を設け、それに対する区の考え方を公表していく一連の手続きのこと。

## **5. 計画期間**

本計画は、平成 13 年度からの 10 年間を計画期間とする計画の後期計画です。

後期計画の計画期間は、平成 18 年度から平成 22 年度の 5 年間となります。

## **6. 計画の評価**

本計画は、「墨田区地域福祉計画推進協議会」の意見を踏まえ、「墨田区地域福祉計画推進本部」において、各年度に事業の進ちょく状況及び計画達成状況の評価を行います。